特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
古座川町は、住民基本台帳事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
古座川町長

公表日
令和6年6月13日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳事務
②事務の概要	住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出及びその記録を管理し、住居関係の公証等に関する事務の処理を行っている。 また、住基法に基づく住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同で構築している。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①個人単位の住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村への通知 ⑤本人等の請求による住民票の写しの交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 ・申請・届出等は窓口、郵送およびサービス検索・電子申請機能で受領する。
③システムの名称	住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 中間サーバー・ソフトウエア サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
1. 住民基本台帳ファイル 2. 住基ネット本人確認情報ファイル 3. 住基ネット送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第7条、第16条、第17条 並びに住民基本台帳法第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第12条の4、第14条、第22条、第24条の2、第30条の6、第30条の10、第30条の12

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民生活課
②所属長の役職名	住民生活課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	古座川町役場　総務課　和歌山県東牟婁郡古座川町高池673番の2　電話：0735－72－0180

８．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	古座川町役場　住民生活課　和歌山県東牟婁郡古座川町高池673番の2　電話：0735－67－7900

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月5日	4. ②法令上の根拠	第45条	削除	事前	
平成28年10月5日	5. ①部署	住民福祉課	税務住民課	事前	
平成28年10月5日	5. ②所属長	住民福祉課長　仲本　耕士	税務住民課長	事前	
平成28年10月5日	7. 請求先	古座川町役場　住民福祉課　和歌山県東牟婁郡古座川町高池673－2　電話:0735－72－0180	古座川町役場　総務課　和歌山県東牟婁郡古座川町高池673番の2　電話:0735－72－0180	事前	
平成28年10月5日	8. 連絡先	古座川町役場　住民福祉課　和歌山県東牟婁郡古座川町高池673－2　電話:0735－72－0180	古座川町役場　税務住民課　和歌山県東牟婁郡古座川町高池673番の2　電話:0735－72－0180	事前	
平成30年6月29日	5. ①部署	税務住民課	住民生活課	事前	
平成30年6月29日	5. ②所属長	税務住民課長	住民生活課長	事前	
平成30年6月29日	8. 連絡先	古座川町役場　税務住民課　和歌山県東牟婁郡古座川町高池673番の2　電話:0735－72－0180	古座川町役場　住民生活課　和歌山県東牟婁郡古座川町高池673番の2　電話:0735－72－0180	事前	
令和2年7月1日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事前	
令和2年7月1日	Ⅱしきい値判断項目　2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事前	
令和3年6月18日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事前	
令和3年6月18日	Ⅱしきい値判断項目　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事前	
令和3年6月18日	Ⅰ関連情報　1. 特定個人情報を取り扱う事務②事務の概要	住民基本台帳法等の規定に則り、 住民の転入・転出・転居・出生・死亡等の異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①住民の照会 ②転入等の異動届の入力 ③住民票などの証明書発行	住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出及びその記録を管理し、住居関係の公証等に関する事務の処理を行っている。また、住基法に基づく住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同で構築している。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①個人単位の住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村への通知 ⑤本人等の請求による住民票の写しの交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事前	
令和3年6月18日	Ⅰ関連情報　1. 特定個人情報を取り扱う事務③システムの名称	住基システム 中間サーバー・ソフトウェア 住基ネットCS	住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 中間サーバー・ソフトウエア	事前	
令和3年6月18日	Ⅰ関連情報　3. 個人番号の利用　法令上の根拠	番号法第7条、第16条、第17条 並びに住民基本台帳法第5条、第6条、第7条、第8条、第12条の1、第14条、第24条の2、第30条の6、第30条の10、第30条の12	番号法第7条、第16条、第17条 並びに住民基本台帳法第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第12条の4、第14条、第24条の2、第30条の6、第30条の10、第30条の12	事前	
令和3年6月18日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34　、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120項 並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第41条、第43条、第45条、第48条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条	番号法第19条8号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34　、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120項 並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第41条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条	事前	番号法第19条7号から8号への変更は、番号利用法の改正に伴う号ズレのため修正
令和3年6月18日	Ⅰ関連情報　2.	住民基本台帳ファイル 住基ネット本人確認情報ファイル 住基ネット転出証明情報ファイル 住基ネット広域住民票ファイル	1. 住民基本台帳ファイル 2. 住基ネット本人確認情報ファイ 3. 住基ネット送付先情報ファイル	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月31日	Ⅰ 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第7条、第16条、第17条 並びに住民基本台帳法第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第12条の4、第14条、第24条の2、第30条の6、第30条の10、第30条の12	番号法第7条、第16条、第17条 並びに住民基本台帳法第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第12条の4、第14条、第22条、第24条の2、第30条の6、第30条の10、第30条の12	事前	
令和5年5月31日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34 、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120項	番号法第19条8号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34 、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120項	事前	
令和4年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事前	
令和4年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事前	
令和5年1月18日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出及びその記録を管理し、住居関係の公証等に関する事務の処理を行っている。また、住基法に基づく住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同で構築している。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①個人単位の住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村への通知 ⑤本人等の請求による住民票の写しの交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出及びその記録を管理し、住居関係の公証等に関する事務の処理を行っている。また、住基法に基づく住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同で構築している。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①個人単位の住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村への通知 ⑤本人等の請求による住民票の写しの交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 ・申請・届出等は窓口、郵送およびサービス検索・電子申請機能で受領する。	事前	
令和5年1月18日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 中間サーバー・ソフトウエア	住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 中間サーバー・ソフトウエア サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年1月18日	1. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	古座川町役場 住民生活課 和歌山県東牟婁郡古座川町高池673番の2 電話：0735－72－0180	古座川町役場 住民生活課 和歌山県東牟婁郡古座川町高池673番の2 電話：0735－67－7900	事前	
令和5年1月18日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事前	
令和5年1月18日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事前	
令和5年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年5月24日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年5月24日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正